平成15年(行ケ)第146号 特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成15年10月22日

判 決

原 告 ウインクル ホールディング ビー. ウ

1.

同訴訟代理人弁理士 森 本 義 弘 同 板 垣 孝 夫 同 笹 原 敏 司

被告特許庁長官一今井康夫

 同指定代理人
 中村 圭 伸

 同
 砂 川 克

 同
 大 野 克 人

 同
 涌 井 幸 一

主

1 特許庁が異議2001-71820号事件について平成14年12月25日にした決定のうち、特許第3124034号の請求項1及び3ないし6(いずれも平成15年10月7日付け訂正2003-39140号事件の審決確定前のもの)に係る部分を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

1 原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の決定(以下「本件決定」という。)の対象となった、後記訂正前の特許(原告を特許権者とする特許第3124034号。以下「本件特許」という。)の請求項1ないし6(以下「旧請求項1ないし6」という。)につき、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認容する審決(訂正2003-39140号事件)が確定したから、本件決定のうち本件特許の旧請求項1及び3ないし6に係る部分は取り消されるべきである旨述べた。

2 本件特許の旧請求項1ないし6につき,特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正(この訂正により,旧請求項2は削除され,旧請求項3ないし6の各項は,順次新請求項2ないし5に項番が繰り上げられた。)を認容する前記訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると,本件決定のうち本件特許の旧請求項1及び3ないし6に係る部分は,結果として,判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり,この誤りが本件決定の上記旧請求項1及び3ないし6に係る部分の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、本件決定のうち上記旧請求項1及び3ないし6に係る部分は取消しを免れない。

3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、また、訴訟費用については、本訴の経過にかんがみ、これを原告に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 北 山 元 章

裁判官 青 栁 馨

裁判官 沖 中 康 人